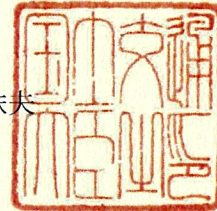


認定書

国住参建第 1690 号
令和 4 年 9 月 22 日

JFE スチール株式会社
代表取締役社長 北野 嘉久 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MSTL-0578

2. 認定をした構造方法等の名称

建築構造用 590N/mm² TMCP 鋼材 HBL440B, HBL440C (東日本製鉄所 京浜地区)

3. 認定をした構造方法等の内容

別添の通り

4. 備考

本認定に適合するものは、平成 25 年 8 月 1 日付け国住指第 1170 号による認定番号 MSTL-0410 に適合するものであるとみなして差し支えない。ただし、建築基準法施行令第 67 条第 2 項の規定に基づく認定（溶接接合に係るものに限る。）については対象外とする。

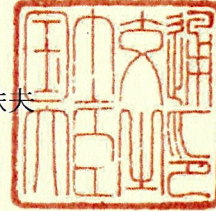
(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

国住参建第 1690-2 号
令和 4 年 9 月 22 日

JFE スチール株式会社
代表取締役社長 北野 嘉久 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号、第二第二号、第三第二号及び第四第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号

MSTL-0578

2. 認定をした構造方法等の名称

建築構造用 590N/mm² TMCP 鋼材 HBL440B, HBL440C (東日本製鉄所 京浜地区)

3. 指定する数値

許容応力度の基準強度	440N/mm ²
溶接部の許容応力度の基準強度	440N/mm ²
材料強度の基準強度	440N/mm ² (上記の数値の 1.05 倍以下までの数値)
溶接部の材料強度の基準強度	440N/mm ² (上記の数値の 1.05 倍以下までの数値)

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。